

障害者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|---|
| 機関名 | 岩見沢市教育委員会 |
| 任命権者 | 岩見沢市教育委員会 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 岩見沢市教育委員会における障がい者雇用に関する課題 | 岩見沢市教育委員会においては、平成29年6月までは、障害者任免状況通報の法定雇用率は未達成の状況であったが、人事異動により、障がいのある職員が配属されたことにより、平成30年6月以降の通報では、法定雇用率は達成している状況である。今後も人事異動において、障がいのある職員が異動し、法定雇用率が達成できない可能性もあることから、人事配置を市長部局に要請するなどして、今後も法定雇用率の達成の継続が最重要課題となっている。 |
| 目標 | |
| 採用に関する目標 | 各年6月1日時点で、法定雇用率以上を維持できるよう、職員の配置について市長部局に要請する。 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.63% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する整備体制 | |
| (1)組織面 | ○障害者雇用推進者として教育部長を選任する （令和2年3月5日に選任）。 ○特別支援学校や障がい者就労・生活支援センター、その他障がいのある職員が利用している支援機関と連携体制を構築し、関係者間で共有するとともに、障がいのある職員に周知する。 |
| (2)人材面 | ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、北海道労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○市長部局が開催する障がい者雇用セミナーの受講者を募る。 ○障がいのある職員が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、北海道労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。 |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | |
| | ○市長部局で行う、職務の選定及び創出に積極的に協力する |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | |
| (1)募集・採用 | ○市長部局で募集する障がい学生のインターンシップや特別支援学校の生徒の職場実習の受け入れについて協力する。 |
| (2)働き方 | ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 |

| | |
|--------------|---|
| (3) その他の人事管理 | <p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○駐車場の利用など、通勤への配慮等を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）が発生した場合について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> |
| 4. その他 | |
| | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> |